明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（総務七四）　二

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）　二

〔告　示〕

○登録証明機関の事務所の名称及び所在地の変更に関する件（総務二八一）　三

○指定較正機関の名称を変更した件（同二八二）　三

○登録証明機関の名称を変更した件（同二八三）　三

○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二八四）　三

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会一〇）　三

○戸籍の一部が滅失した件（法務一九七）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九八）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九九、三〇〇）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三〇一～三〇三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（同三〇四）　四

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（厚生労働四五三）　四

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一八三三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一八三四～一八三八）　六

○保安施設地区の指定をする件（同一八三九）　七

○小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一七一）　八

○鳴門地標航空灯台の供用を廃止する件（国土交通八二三）　八

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同八二四）　八

○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する件（同八二五）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八二六、八二七）　九

○道路に関する件（北陸地方整備局七七～八〇）　九

〔国会事項〕

内閣　金融庁　復興庁　外務省　財務省　一〇

〔人事異動〕

官庁事項　一一

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一二

〔皇室事項〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一二

〔官庁報告〕

押収物還付、割賦販売法施行令第十二条第一項の規定に基づく配当表の公示関係　一二

〔公　告〕

（以下次のページへ続く）